

令和5年第12回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年12月25日(月) 午後 2時00分 開会 午後 2時30分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (20名)	委員	遠山 英俊	水野 安喜
		小栗 智幸	安田 清和
		渡邊 美孝	大山 理晴
		勝股 増夫	鈴木 録郎
		奥村 正子	土屋 敏子
		加納 富雄	安藤 良一
	農地利用最適化推進委員	成瀬 良美	
		岩嶋 貞夫	伊藤 道子
		勝股 重雄	小倉 清弘
		三輪 徳夫	板橋 仁晃
欠席委員 (3名)		有我 俊春	
	足立 正之	渡邊 俊美	
		小川 伸二	
	局長	工藤 嘉高	
事務局	局長補佐	森本 英樹	
	主査	日比野 有真	
	主事	堀 千佳	
	農林課主事	青柳 慧一郎	
付議事項			
議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について			
議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について			
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について			
議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について			
議第5号 非農地証明申請について			
議第6号 瑞浪市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について			
付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和5年第12回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、安藤 良一委員と小倉 清弘委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

成瀬 良美委員、説明をお願いします。

成瀬委員

農地法第3条の規定による許可申請につきましては4件であります。

内容といたしましては、田が1筆、畑が6筆で、面積26,283.29㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

堀主事

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから6ページになります。

まずは、3ページをご覧ください。

3条-27

(議案書の内容を説明)

譲渡人が遠方に住んでおり管理が困難なため、譲受人が農地を譲り受け、農業の拡大を図るものです。

次に4ページをご覧ください。

3条-28

(議案書の内容を説明)

譲渡人が遠方に住んでおり、また後継者もいないことから、譲受人が有機肥料の試験研究を行うために実証実験用圃場として活用をするため購入をするものです。

次に5ページをご覧ください。

3条-29

(議案書の内容を説明)

建物の売買に合わせて農地も売買されるものです。

次に6ページをご覧ください。

3条-30

(議案書の内容を説明)

譲渡人が農地の維持管理が困難になってきたため、譲受人が農地を譲り受け、農業の拡大を図るものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

岩嶋委員

3条-28について、その面積全部で、堆肥だけで野菜を栽培するのか。

日比野主査

全面を利用する前提である。

岩嶋委員

その監督は、誰がやるのか。

日比野主査

10年位前から、野菜栽培の管理をしている職員がいるので、その人が行う。

岩嶋委員

ちゃんと農地として管理されているかを、市などで、誰が監督をするのか。

日比野主査

定期的に農地の確認に行く必要があり、農業委員会として監督していくこととなります。

議 長

他にご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

成瀬 良美委員、議第2号の説明をお願いします。

成瀬委員 農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。内容といたしましては、田が1筆で、面積580㎡であります。詳細については、事務局より説明を求めます。

堀主事 それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の7ページから9ページをお願いします。

4条-11

(議案書の内容を説明)

申請人は、現住宅が老朽化し、建て替えを計画していたが、土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンに指定されているため、再築を断念し、本申請地にて農家住宅を建築する。

申請地は、土岐小学校及び桔梗幼稚園の公共施設から500m以内に存するところで、道路、宅地に囲まれている第3種農地で、隣地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします
議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり承認が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、5条68の審議において、小倉 清弘委員の親族が関係しているため、退席を求めます。

小倉委員 (退席)

議長 成瀬 良美委員、説明をお願いします。

成瀬委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては6件であります。内容といたしましては、田が10筆、畑が3筆、その他が3筆で、合計面積3,015.31㎡であります。詳細については、事務局より説明を求めます。

議長 事務局には、5条68の説明のみを、求めます。

日比野主査 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。議案集の10ページから24ページのうち、5条—68について、説明させていただきます。まずは、13ページ、14ページをご覧ください。

5条—68

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種低層住居専用地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれています。周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、5条68に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより5条68について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見無し)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。議第3号「農地法第5条の規定による許可申請のうち、5条68について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第3号「5条68について」は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

5条68の審議が終了したので、小倉 清弘委員の復席を認めます。

小倉委員 (復席)

議長 では、事務局に、引き続き説明を求めます。

日比野主査 では、15ページ、16ページをご覧ください。
5条—69

(議案書の内容を説明)

申請地は、農地、公衆用道路に囲まれている第2種農地ですが、周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、17ページ、18ページをご覧ください。

5条—70

(議案書の内容を説明)

申請地は、農地と水路に囲まれた第2種農地ですが、周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、19ページ、20ページの5条—71ですが、こちらは申請書類が整わず、今月の審議を見送ることとしました。書類が整い次第、改めて議案を上程させていただきます。

次に、21ページ、22ページをご覧ください。

5条—72

(議案書の内容を説明)

申請地は、農地、用悪水路に囲まれた第2種農地ですが、周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、23ページ、24ページをご覧ください。

5条—73

(議案書の内容を説明)

申請地は、住宅、公衆用道路、水路に囲まれた第2種農地で、隣地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの
意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
次に、議第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
地利用集積計画について」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

青柳主事 それでは、議第4号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集
積計画について」、ご説明申し上げます。
25ページから28ページをご覧ください。
27ページの土岐町「きなあた瑞浪」南側で合同会社つちや営農が、
田4筆の利用権設定をするものです。
次に、28ページは、「半原公民館」南西側で、田1筆の利用権設定
をするものです。
以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入
ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第4号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画につ
いて」、申請のとおり取消すことに異議のない委員は、挙手をお願い
します。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員異議がないとのことですので、議第4号は、計画のとおり承認い
たします。
次に、議第5号「非農地証明申請について」を議題といたします。
成瀬 良美委員、議第5号の説明をお願いします。

成瀬委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。
内容といたしましては、田が6筆、畑が1筆で、合計面積9,211
㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第5号「非農地証明申請について」、説明させていただきます。

議案集の4ページと、29ページから32ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

30ページから32ページをご覧ください。当該地は、平成20年頃から耕作放棄され、山林原野化している状況ですので、非農地として扱うことが適当と思われま

す。以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第5号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号は、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第6号「瑞浪市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

森本 「瑞浪市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」説明をさせていただきます。

局長補佐

本日、委員の皆様、タブレット端末のお配りします。

ついては、管理、運用について、所要の規定を委員会として制定する必要があるため、上程させていただきました。

33ページから39ページになります。

33ページ、第4条に取扱いについて。34ページ、第5条に禁止事項や個人情報の取扱いについて等、必要事項を規定しています。

36ページ、37ページは、厳守事項で、38ページ、39ページは、申請様式となっています。

本日、この基準を承認いただきましたら、38ページの借用申請書に

記入をいただき、タブレットの配布となります。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第6号「瑞浪市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成(挙手多数)ですので、議第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員